各区長 様

日本赤十字社茨城県支部つくば市地区 地区長 五 十 嵐 立 青 (公 印 省 略)

令和7年度(2025年度)赤十字活動資金募集の協力について(依頼)

件名のことにつきまして、下記及び別添のとおり関係書類(募集用資材)をお届けいたしますので、 御高覧いただきますとともに、募集に当たり区内各世帯へ配布いただきますようお願い申し上げます。

日本赤十字社の活動は、皆様からの活動資金により支えられております。区長様におかれましては、お忙しいところ恐れ入りますが、一人でも多くの方に御理解と御協力いただくことができますよう、資金募集に御助力いただきたく、併せてお願い申し上げます。

記

- I 配布書類(募集用資材)
 - (1) 令和7年度赤十字活動資金募集の手引き
 - (2) 赤十字運動月間広報チラシ(カラー印刷)
 - (3) 領収書(希望があった区会のみ)

2 募集額等

1世帯当たり 500 円を目安にお願いしています。ただし、協力は強制ではなく、あくまでも御本人様の自由意志であり、金額も自由です。また、各区会の年間予算から拠出する場合や、各区会の会費の集金に含めて募集する場合は、区内各世帯の皆様が資金協力に同意を得た上で実施していただきますようお願い申し上げます。

3 その他

- (1) 赤十字運動月間は5月1日から 31 日までの1か月ですが、本年度も活動資金の募集を年末まで延長しておりますので、地域の実情に応じての募集をお願いいたします。
- (2) 納入の際は、裏面の「活動資金の納入について」を御確認ください。

問合せ先

つくば市福祉部社会福祉課(日赤つくば市地区) 担当:社会福祉係 029-883-111(内線 2123)

【重要】活動資金の納入について

Ⅰ 納入の方法

(1) 口座振込での納入

以下の口座への振込をお願い申し上げます。

常陽銀行ATMからのお振込の場合は、振込手数料が無料となります。

【振込先】

常陽銀行 研究学園都市支店

普通預金 1615237

口座名義 : 日本赤十字社茨城県支部 つくば市地区長 五十嵐 立青

※常陽銀行各支店に設置されているATMでのみ硬貨の取り扱いが可能です。 (1度のお振り込みで硬貨は80枚が目安)

- ※コンビニATMでの振込は不可。
- ※お振り込みの際は振込依頼人名を区会名にしていただけますと幸いです。

(2)市役所窓口での納入

本庁舎2階社会福祉課(41番窓口)でのみ承っております。

窓口センター等での納入はできません。

2 領収書名簿(複写式)の取り扱い方法

領収書名簿の配付は、希望があった場合を除き、令和5年度から廃止しています。

領収書名簿を使用する場合、I 枚目は活動資金に御協力いただいた方の名簿として各区会でご利用ください。2枚目は切り離して活動資金協力者へお渡しください。

なお、I枚目の領収書名簿は、令和3年度から市への提出が不要となりました。

3 納入期限:令和7年 12 月 26 日(金)

問合せ先

つくば市役所社会福祉課(日赤つくば市地区) 029-883-111(内線 2123)

活動資金募集にご協力いただく自治会・町内会役員等の皆さまへ

令和7年度

赤十字活動資金募集の手引き

~赤十字は「救う」を託されている団体です~

赤十字の活動につきましては、日頃から自治会・町内会および赤十字ボランティア等の県民の皆さま方に温かいご支援とご協力を賜り心から御礼を申し上げます。

日本赤十字社は、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命を果たすべく、災害救護を事業の大きな柱として、救急法等の講習、ボランティアの養成、青少年赤十字の育成、国際支援活動などを展開しています。

令和6年1月1日には、石川県能登半島を震源とする大規模地震が発生し、多くの方々が被災されました。当支部は直ちに、石川県珠洲市に先遣要員を派遣し、被災地の情報収集と医療救護班等の生活拠点を設営するとともに、医療救護班やDMAT、こころのケアチーム等を派遣し、被災者の支援にあたりました。また、救援物資の配布、災害義援金の受付を行うなど様々な活動を行いました。

令和7年度は、能登半島地震の救護活動を踏まえ、被災者救護のため、機動的な体制の更なる発展を図るとともに、防災セミナーや救急法等講習を普及し、防災・減災教育の一層の充実に努めてまいります。

こうした赤十字事業を安定的に継続していくためには、活動資金の確保が肝要であり、その財源の基盤となる寄付協力者の方々を一人でも多く増やしていく必要があることから、令和7年度も5月の赤十字運動月間にあわせて活動資金へのご協力をお願いさせていただきます。

実施にあたりましては、例年、自治会・町内会役員等の皆さま方に「活動資金募集協力員」としてご尽力をいただいているところであり、改めて感謝申し上げます。

今後もいのちと健康を守る赤十字活動を展開していくために、趣旨をご理解いただきまして、引き続きお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和7年4月

日本赤十字社茨城県支部



1 活動資金募集の進め方

(1) 活動資金の募集時期

ア 5月の運動月間にあわせて

・5月の運動月間にあわせて全国的に広報を展開しており、活動資金への協力が理解されやすく募集の効果が期待できることから、当月や近い月での活動資金募集をお願いします。

イ 自治会や町内会の実情にあわせて

・事前に市町村役場(福祉係など)の赤十字担当者と連携・調整したうえで、 地域の実情に応じた活動資金募集をお願いします。 (遅くとも年内の終了を目途としてください。)

(2)協力方法の異なる募集

ア 各世帯からご協力いただく場合

- ・ご協力いただく金額は、<u>500 円を目安</u>にお願いしています。 但し、**協力は強制ではなくご本人の自由意思であり、協力金額も自由です。** 募集の際は、**強制感を持たれることがないようにご配慮願います。**
- ・募集で知り得た個人情報は、他人に漏らさないよう厳守願います。

イ 2,000円以上のご協力の場合

・2,000円以上の方には、**「会員」登録希望を確認いただき**、受領証を発行する際に「希望します」・「希望しません」のどちらかにチェック(レ点)を記入してください。

また、会員登録を希望される方は、「住所」欄も必ず記入願います。

ウ 自治会費などから一括でのご協力の場合

・自治会や町内会の皆さまが、赤十字に対し資金協力することについてご賛 同のうえで、ご協力いただきますようお願いします。

2 募集用資材 ※市町村によっては、一部使用しない資材もございます。

(1) チラシ(A3サイズの2つ折り)

・多くの皆さまから赤十字へのご理解とご協力をいただけるよう、各世帯に チラシを配布 (または回覧) 願います。

(2) 活動資金募集協力員ワッペン

・活動資金募集協力員の方は、日赤の「協力員」であることを明確にするため、指定のワッペンを必ず着用してください。

(3) 受領証(3枚で1組)

・「年月日」、「金額」、「お名前」、「ふりがな」を必ず記入願います。 また、寄付協力者には受領証の3枚目をお渡しください。

※受領証の1・2枚目は、切り離さないで残し、市町村役場(福祉係など) にお戻しください。

(1枚目:市町村保存用 2枚目:日赤県支部提出用)

個人でのご協力の場合

| 記入例 | の部分をご記入願います。

000001

令和7年度 赤十字活動資金受領証

(市町村保存用)

令和7年5月1日

金額

500

円

ただし、赤十字活動資金として ※1世帯あたり500円を目安にお願いしていますが、強制するものではありません。

ふりがな お名前 日赤太郎

様

※個人でのご協力の場合は、お名前をご記入ください。

※町内会など一括でのご協力の場合は、町内会名などの名称をご記入ください。

《2,000円以上のご協力をいただいた個人の方》

「会員」への登録を希望しますか。

□ 希望します ・ □ 希望しません

→ ☑希望します とした方のみ住所をご記入ください

住所

ご協力誠にありがとうございました。

活動資金は、災害救護や救急法等講習の開催など、人のいのちと健康を守る赤十字活動に 大切に活用いたします。

※3枚目をお渡しください。

- ※こちらの様式と異なる受領証をご使用されている場合、または、記 入方法等が分からない場合は、お住まいの市町村役場(福祉係など) の赤十字窓口にお問い合わせください。
- ※公職の候補者等に対する活動資金募集の取り扱い (現職の政治家や候補者、これから立候補しようとしている人)
 - ◎ご本人が「2.000円」を協力し、かつ、「会員登録を希望する」場合のみ、 寄付協力ができます。

次の場合は、公職選挙法で禁止されている寄附行為に該当します。

- ① ご本人が「2,000円」を協力したが、「会員登録を希望しない」場合
- ② ご本人が「2,001円以上」、または、「1,999円以下」を協力の場合

※ご家族からのご協力には制約はありません。

(但し、公職の候補者等ではないことが条件となります。)

3 活動資金募集終了後のお手続き

- ・活動資金募集の終了後、速やかに次の物品等を市町村役場(福祉係など) の赤十字窓口に必ずお戻しください。
 - ① 受領した活動資金
 - ② 使用済みの受領証と未使用の受領証の全て
 - ③ その他募集用資材(チラシなど)の残り

4 税制上の優遇措置があります

- ・日本赤十字社への活動資金協力は、金額等により所得税などの優遇措置が受けられます。
 - ※詳細は、所轄の税務署等にお問い合わせいただくようお伝えください。

5 表彰制度があります

・活動資金の協力金額により、日本赤十字社や国からの表彰が受けられます。 ※詳細は、市町村役場(福祉係など)の赤十字担当窓口または日本赤十字 社茨城県支部担当窓口にお問い合わせいただくようお伝えください。

【赤十字についてよくある質問】

問1 なぜ5月が「赤十字運動月間」なのですか?

答1 5月は赤十字にゆかりの深い月だからです。

- 5月1日:日本赤十字社創立記念日(1877年)
- ・5月5日:国際赤十字・赤新月社連盟創立記念日(1919年)
- ・5月8日:赤十字の創始者アンリー・デュナンの生誕記念日 (1928年)



アンリー・デュナン

日本赤十字社は、「苦しんでいる人を救いたい」という、いつの時代も変わることのない想いを胸に、1888年の磐梯山噴火で初めて災害救護を行ってから長きにわたり、救護活動を実施してきました。

災害・紛争・感染症等で失われるいのちを守り、また、社会のニーズの変化や地域の期待に沿った活動などを展開していくためには多くの方々のご理解とご協力を得て、寄付者(会員)の増強を図る必要があることから、赤十字の理念や活動へのご理解とご支援を呼びかけることを目的に、5月を「赤十字運動月間」として全国で展開しています。

なお、地域の実情によっては、5月にとらわれることなく活動資金の募集 にご協力いただきたくお願い申し上げます。

問2 なぜ活動資金の募集に自治会・町内会等の役員や赤十字奉仕団員などの方が来るのですか?

答2 日本赤十字社は、地域福祉やボランティア活動など地域に根差した活動を 行っており、自治体や地域と綿密な関係を有しております。

赤十字の活動は、各地域で実施されることが多いことから、地域の方々に ご協力をお願いしています。

日本赤十字社職員も訪問活動等を通して活動資金のご協力をお願いしておりますが、県内全域を戸別訪問することは困難であり、自治会・町内会等の役員の皆さまにご協力をお願いしております。

なお、自治会・町内会等にて募集いただいた活動資金の一部は、各市町村 役場における赤十字活動(例:避難所等で必要な救護資機材の整備など)に 役立てられます。

- 問3 活動資金は災害救護活動などの赤十字活動に充てられるとのことから、 直接地域への見返りがないように思われますが?
- 答3 募集協力いただいた活動資金は、下記のとおり、市町村における赤十字活動等 (救援物資の備蓄、防災セミナーの開催など)に役立てられます。

【災害時の活動】

- ・被災地等に医療チームを派遣し、被災された方への医療救護
- ・被災された方への救援物資(布団セット、毛布、ブルーシートなど)の配布
- ・避難所で生活される方などへの炊き出し など

【災害時以外の活動】

- ・県内の全市町村に救援物資を配備し、住居の火災等の被害にあわれた 世帯に配布
- ・防災教育、防災セミナー、救急法等の講習 など

問4 500 円を目安に活動資金協力を依頼するのはなぜですか?

答4 災害救護などの活動を継続的に実施するために、500 円を目安としたご協力を お願いしております。

特に近年の災害は、多発化、多様化の傾向にあり、赤十字の事業は、常に継続的に行うことが必要な事業であるため、活動に要する財源についても日頃から安定的に確保しておくことが必要となります。

県民の皆さまへは、日本赤十字社の活動にご賛同いただいて、活動資金と して1世帯あたり500円を目安としたご協力をお願いしております。

ただし、活動資金へのご協力は自由意志によるものであり強制的なものではありません。協力額については、あくまで目安として提示しているものであり、協力額が500円未満、以上に関わらず日本赤十字社の活動資金として大切に活用いたします。

- 問5 「会員」になると、毎年活動資金を納めなければならないのですか? また、特典などがあるのですか?
- 答5 活動資金へのご協力は、強制的なものではありません。

赤十字活動は継続的に行う事業であるため、会員の皆さまからの継続的な ご支援をお願いしています。

なお、<u>会員への加入や退会はご本人の自由意志によりいつでもできます。</u> また、会員の方には、広報紙をお届けし、日本赤十字社が行う活動の情報 を提供いたします。

- 問6 日本赤十字社は国の機関ですか? また、日本赤十字社と共同募金会(赤い羽根)は、同じ組織ですか?
- 答6 日本赤十字社は民間の団体です。 また、共同募金会(赤い羽根)とは別組織です。

日本赤十字社は、政府の機関と思われる方もいらっしゃいますが、「日本赤十字社法」という法律に基づいた法人です。災害救助法、国民保護法の定めるところにより、行政が行う非常災害時等の救護業務に協力することが義務付けられており、指定公共機関として、その補完的役割を果たすべき幅広い分野で活動を実施しています。

また、共同募金会は、「社会福祉法」に基づいて設立された団体であり、日本赤十字社とは別組織となります。

- 問7 国内義援金・海外救援金の拠出の申し出があった場合、どのように対応 すれば良いですか?
- 答7 自治会・町内会における募集では、活動資金の募集・受付のみお願いいた します。

義援金等の申し出に対しては、市町村役場(福祉係など)の赤十字窓口への持参をご案内ください。

~日赤茨城県支部の主な活動~

日本赤十字社茨城県支部は、 県民の皆さまからの活動資金を財源として、 「人間のいのちと健康」を守るため、 さまざまな事業を展開しています。

災害救護活動の充実・強化 (被災者に寄り添った活動です)

日本赤十字社の災害救護活動は、赤十字本来の使命に基づく最も重要な活動です。 当支部は、創立以来、救護活動に取り組み、以下のような災害現場に、医療救護班などを派遣して、 被災者に寄り添った活動を展開してまいりました。

● 令和6年の国内における主な災害

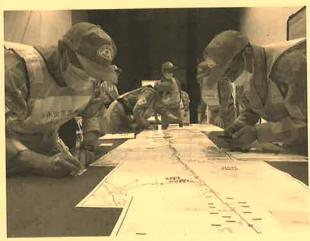
- · 令和6年能登半島地震災害 (石川県·富山県·新潟県·福井県)
- ・令和6年7月25日からの大雨災害(山形県・秋田県)
- ·令和6年9月能登半島大雨災害(石川県)
- · 令和6年沖縄県北部豪雨災害(沖縄県)

日本赤十字社茨城県支部は、災害時に水戸(6班)・古河(3班)両赤十字病院の医療救護班を現 地へ派遣し、被災された方々に寄り添った救護活動を行います。

また、発生が危惧されている首都直下地震などの大規模災害に備え、救護班要員の訓練・研修を 実施するとともに、救護活動に必要な資機材等の充実を図っています。なお、救援物資、救援車両 を全市町村に配備し、災害発生時は、救援物資を迅速に配布します。



令和6年能登半島地震での救護班活動



救護班要員の養成

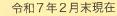
災害救援物資の備蓄

大規模災害に備え、皆さまからのご寄付(赤十字活動資金)を財源として、被災された方々に配布する災害救援物資を整備し、当支部や全市町村に備蓄しています。

● 災害救援物資の備蓄状況

品目	備蓄数
毛布	14,889枚
タオルケット	4,364枚
保温マット	735枚
緊急セット	1,229組

品目	備蓄数
布団セット	645組
安眠セット	406組
ブルーシート	1,264枚





緊急セット (日用品のセット)

救急法等講習の普及

救急法、水上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法の4つの赤十字講習を開催しています。 本事業は、人間のいのちと健康を守るための応急手当や介護の方法などの知識や技術を広める とともに、県民のだれもが赤十字に直接触れることができる事業です。

市町村や事業所などが開催する救急法等の講習 に協力するとともに、イベントや防災訓練などで 救急法等を紹介し、体験を通じて赤十字を身近に 感じてもらえるよう努めています。

「いのちと健康を守る知識と技術」の普及は重要な社会課題であることから、当支部では、感染予防に配慮した講習やオンラインを活用した講習を開催しています。



幼児安全法講習



水上安全法講習

● 令和7年度 開催計画

講習名	回数	人数
救 急 法	210回	6,905人
水上安全法	17回	710人
健康生活支援講習	17回	385人
幼児安全法	36回	870人
合 計	280回	8,870人

ボランティアの養成

赤十字奉仕団は、大きく3種類の奉仕団で構成されており、それぞれの特性などを生かしたボランティア活動を行っています。

当支部では、さまざまな研修を通してボラン ティアを養成するとともに、人道的な活動を実 践しています。

また、災害時は防災ボランティアリーダーが 中心となり活動します。

● 赤十字奉仕団の種類

- ・地域奉仕団:地域に根付いた活動を行います。
- ・特殊奉仕団:特殊な技能(アマチュア無線、 看護師免許など)を活かした活動を行います。
- ・青年奉仕団:大学生などを中心に若さを生かした活動を行います。

● 赤十字奉仕団の活動事例

- ・活動資金や義援金の募集
- ・献血の協力呼びかけ
- ・授乳ボランティア
- ・高齢者支援
- ・災害時の被災地での炊き出し
- ・災害時の救援物資の輸送 など

● 赤十字ボランティアの登録状況

赤十字ボランティア			人数			
地	域	奉	仕	団	43 団	6,212人
特	殊	奉	仕	団	9団	725人
青	年	奉	仕	団	2団	203 人
防災ボランティアリーダー				6人		
防災ボランティア地区リーダー				38人		

合計	7,184 人
----	---------

令和7年2月末現在



イベント会場での募金協力の呼びかけ (地域赤十字奉仕団)



災害に備えた炊き出し訓練 (地域赤十字奉仕団)



こどもたち対象の無線通信訓練 (アマチュア無線奉仕団)

青少年赤十字の活動

青少年赤十字は、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」という3つの実践目標を掲げ、児童・生徒が「生きる力」「豊かなこころ」を養い、「人道」という赤十字精神に基づき、日常生活の実践活動を通じて、世界平和と人類の福祉に貢献できる人間を育成することを目的として、各学校単位で地域の清掃、環境美化活動、あいさつ運動、募金活動などを行っています。

● 青少年赤十字防災教育プログラム 「まもるいのち ひろめるぼうさい」

・近年相次ぐ自然災害から得た教訓を児童・生徒に伝え、学校、地域、家庭における防災意識の向上 を目指す防災教育プログラムです。

● 防災教材 「ぼうさいまちがいさがし きけんはっけん!」

・幼稚園、保育所の子どもたちに災害時の危険(場所・行動)について伝え、自分の身を守るための基礎的な知識や判断力を身に付けてもらうことを目指した防災教材です。



防災教育プログラムの学習

● 育クキが「子への加血状ル			
種別	加盟校(園)数		
幼稚園·保育所	14園		
小 学 校	154校		
中 学 校	92校		
義 務 教 育 学 校	4校		
高 等 学 校	70校		
中等教育学校	4校		
特別支援学校	3校		
通 信 制	1校		
合 計	342校		

● 青少年赤十字への加盟状況

令和7年2月末現在

国際支援活動 (紛争・自然災害・飢餓で苦しむ人々を救います)

日本赤十字社は、191社(令和7年2月現在)ある国際赤十字の一員として、海外で紛争や自然災害及び飢餓などによる被災者の緊急援助をはじめ、発展途上国の開発援助を積極的に行っています。

● 実施事業

- ・発展途上国の保健医療支援事業等への資金援助 (目的: 医療従事者の不足や不衛生状態が続く 地域への支援)
- ・NHK海外たすけあい募金キャンペーン (実施期間: 12月1日~ 12月25日)

(目的:紛争や災害、飢餓、感染症などで苦しむ

世界各地の人々を支援)



負傷者を搬送するパレスチナ赤新月社の救急車©PRCS

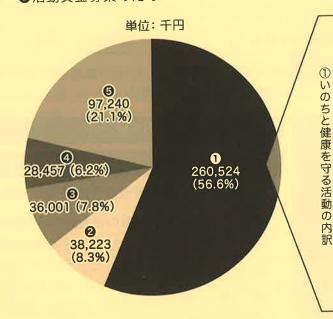
^{令和7年度 日本赤十字社茨城県支部} 活動資金(寄付)の使いみち

赤十字の活動は、皆さまからのご寄付で支えられています

総額:460,445千円

- ●いのちと健康を守る活動のため
- ②災害救護関連施設等の維持管理のため
- 3活動資金募集のため

- ●広報活動のため
- ⑤活動の運営管理のため (国内の災害に対する対応を含む)



- ◆災害救護活動と救護体制の強化等 ⇒90,241千円
- ◆市町村の赤十字活動 (地域ボランティアの活動など) ⇒53,900千円
- ◆全国的な赤十字活動 (海外の紛争・災害への対応を含む) ⇒53,081千円
- ◆健康・安全のための知識と技術の普及 ⇒32,112千円
- ◆青少年赤十字・ボランティアの養成 →29,054千円
- ◆国際支援活動 ⇒2,136千円

赤十字活動資金と義援金の違いについて

活動資金



災害救護活動など日本赤十字社の人道的活動

災害時は、医療救護やこころのケア、救援物資の配布などに充てられます。 また、平時は、救急法等の講習、ボランティアの養成や青少年赤十字活動 などに役立てられます。

義援金



義援金配分委員会

被災市町村

被災者へ

各被災都道府県ごとに設置

義援金配分委員会を通じて全額が被災者の皆さまへ届けられます。

一問い合わせ先上

ご不明な点は、お住まいの市役所・町村役場の福祉課などの赤十字窓口、または、 日本赤十字社茨城県支部までお願いいたします。

日本赤十字社茨城県支部 組織振興課 電話 029-284-1380 FAX 029-241-4714